２０１２年１０月１５日発行

村尾光子の
下野市議会報告

しもつけ

（第28号）



連絡先：栃木県下野市祇園５-11-3
TEL&FAX ： 0285-44-5418
E-mail ： muraomit@mb.infoweb.ne.jp

H24年第3回定例会(8月29日～9月20日)の報告です。

《審議事項》

○諮問（1件）
・人権擁護委員候補者の推薦（生澤里美氏）

○推薦（1件）
・議会選出農業委員会委員の推薦（女性3名）

○報告（6件）
・H23年度継続費精算報告書　・H23年度健全化判断比率　・農業公社経営状況説明書　・株式会社道の駅しもつけ経営状況説明書　・（財）グリムの里いしばし経営状況説明書　・教育委員会点検評価報告書

○専決処分の報告（1件）
・市道事故に係る損害賠償

○H23年度会計決算認定（11件）
・一般会計他10会計

○H24年度補正予算（10件）
・一般会計他9会計

○条例改正（7件）
・職員の勤務時間等に関する条例改正　・防災会議条例改正　・災害対策本部条例改正　・遺児手当支給条例改正　・道の駅しもつけ設置･管理条例改正　・下水道条例改正　・公共下水道事業受益者負担条例改正

○民事調停申立･調停不成立等の場合の訴えの提起

○陳情（1件）
・国民健康保険への国庫負担増額を求める陳情　→ 採択

○意見書
・上記陳情採択に基づき意見書提出

■一般質問：５議員が質しました。

猛暑が長引いた後の爽やかな秋、心身ともにほっとしています。急に日暮れが早まり一抹の寂しさも感じますが‥。皆様、お元気でしょうか。

政治が停滞しているという閉塞感や苛立ちを、誰にぶつけたらよいのか？審議拒否が目に余ります。

少なくても下野市議会は、住民の人権尊重を最優先に、人々が安心して暮らせる社会づくりに向けての議論を尽くせる議会でありたいと思います。

価値観が多様化している中、議論を尽くすためには情報の共有から始まる。情報は分かりやすく簡潔には無論のこと、正確であることが大前提。でも、正確さにこだわると細かくなり焦点がぼけてしまう。全く表現は難しい。

分かりやすさ故か、人は短いフレーズの主張に共感を抱きがちだが、その意味するところをきちんと把握し理解すべきと思う。後悔しないために。近頃痛感している。

この夏は多くの学習会参加機会に恵まれ、幸運だった。

議会報告と意見交換会

１０月２８日（日） 10:00～12:00

グリーンタウン･ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ 研修室

報告：村尾光子



どなたでもお気軽にお出かけください

第4回定例会は12月4日（火）開会予定です。

■議会選出農業委員に女性３名を推薦

3地区ごとに候補者を選出し、本会議で指名推薦した。
任期：3年（H24年9月4日〜H27年9月3日）

（敬称略）	住　　所	生年
藤沼　敏子	絹板291番地1	S30年
池田　フクエ	中大領90番地	S26年
横井　美智子	国分寺1168番地2	S33年

■防災会議条例を改正

公布の日から施行

【改正点】

⑴ 所掌事務事項を下記のように簡潔に表現。

①市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進する
②市長の諮問に応じて市の区域に係る防災に関する重要事項を審議する。
③前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べる。

⑵ 防災会議構成委員を追加

《現行》①県の知事部内の職員から市長が委嘱する者、②下野警察署の職にある者、③副市長、④市長が部内職員から任命する者、⑤教育長、⑥石橋地区消防組合消防長、⑦消防団長、⑧指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者、⑨その他市長が必要と認める者

⇒ **「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者」を追加する。**

①、④、⑧、⑨、追加分の委員は30人以内とする。

議会は防災会議や災害対策本部には関与していない。災害対策基本法では災害対策本部員は市町村職員の中から任命することになっているとのこと。
だが、独自の対策を講じている自治体がある。

全国自治体議会運営実態調査結果（2012）

	自治体数
●会議場所の変更などを定めた議会としての「事業継続計画」を策定している。	8
●災害対策本部への議会としての関与を制度化している。	43
●避難所への見回り・情報収集分担などを定めた議員行動マニュアル（申し合わせ事項）を策定している。	58
●議会基本条例などの条例で議会（議員）としての災害時の責務を規定している。	12

（「議会改革白書」広瀬克哉・自治体議会改革ﾌｫｰﾗﾑ編）

独自に制度化しているのは東日本大震災被災自治体に限らない。議会も何らかの役割を果たすべきではないか。議会自らの検討課題でもある。

防災情報伝達システム（屋外拡声器）の難聴地域調査

9月12日に行われた全国瞬時警報システム（J－ALERT）受信試験に合わせて、聞こえにくいとの指摘があった12箇所に職員4人ずつ配置して調査した。聞こえづらい箇所は音量レベルを最大に上げ、さらに本体の設定も上げた。改善が感じられただろうか？

■電気自動車急速充電施設利用を有料化

本年5月2日に供用開始した道の駅しもつけの電気自動車充電施設の利用をH25年1月1日から有料とする。

料金	**1回30分　500円**（内税）

利用受付は道の駅事務室

- ●5月2日〜8月末の利用実績 181台
- ●電気料の実費は基本料金を除いて平均330〜340円
  道の駅事務室職員の手数料を勘案して料金設定。
- ●県内施設29箇所の料金徴収状況
  公共設置10台：使用料なし
  民間施設19台：うち9施設徴収（500〜525円）

充電設備本体は寄贈を受けたが、スタンド施設整備に1286万円かけた。工事費の予算審議では有料とすべきとの意見もあった。電気自動車普及のため、公共設置では使用料徴収していないなどの理由で、無料とした。一部の人だけが利用し、経費がかかることなので、料金徴収は当然だと思う。
電気自動車はCO2排出削減には貢献しているように感じられるが、エネルギー源の電気は殆どの場合、火力や原子力による。脱原発や節電が求められる今日、電気自動車は果たして良いのか、考えさせられる。

■関根井・笹原・祇園原地区の公共下水道負担金（加入金）は36万5000円

―公共下水道受益者負担金条例を改正―

	負担区名称	単位負担金額
市街化区域	国分寺負担区	1m²当たり300円
	石橋負担区	
	仁良川負担区	
市街化調整区域	石橋市街化調整区域負担区	1件当たり400,000円
	国分寺負担区	1件当たり545,000円
	南河内負担区	1件当たり380,000円
	関根井・笹原・祇園原負担区	**1件当たり365,000円**

［ $\frac{\text{未着手地域の総事業費}}{\text{戸数}} \times$ 補正率 $\frac{1}{4}$ で算定 ］

合併後、地域ごとに異なる受益者分担金（負担金）額を統一すべきとの意見があった。H23年度には庁内検討委員会を設置して検討した結果、「現時点での統一は難しい。今後整備する地域は36万5千円とし、将来的には統一を図る」とした。（GT地区は分譲費に含まれている）

本来、公共下水道は市街化区域（住宅が連担し密集している）で整備されてきた。市街化区域には都市基盤整備のための都市計画税が課税されている。
市街化調整区域でも住宅密集地域は「特定環境保全公共下水道」として整備されるようになったが、下水道幹線管渠から遠く離れている集落の整備費

は、下水管敷設が長くなるほど高くなる。
　受益者負担金は建設費の一部を負担するもので、地域ごとに金額が異なるのはやむを得ないことだと思う。また、整備区域の認可を受けてから完成するまで長期間を要する。土地の形状など地域の実情は様々なので初めから統一した金額を決めるのは難しく、統一は計画区域の整備が完了した後になるのではないか。

■水道会計 H23 年度利益剰余金 1 億 3800 万円の積み立てを議決

H23年度未処分利益剰余金		1億4019万円
	繰越利益剰余金	291 万円
	H23 年度純利益	1 億 3728 万円
利益剰余金処分額		1億3800万円
	減債積立金	5000 万円
	建設改良積立金	8800 万円
翌年度繰越利益剰余金		219万円

【決算認定時（積み立て議決前）の各積立金現在高】

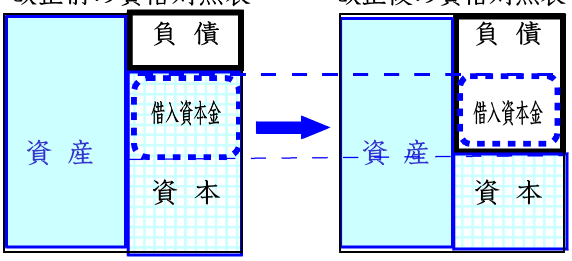
減債積立金	2 億 1573 万円
利益積立金	500 万円
建設改良積立金	2 億 6600 万円



　利益剰余金処分についての議案審議は初めてだった。
　地方公営企業法改正（H24年4月1日施行）により公営企業の「**資本制度**」が下記のように見直された。

①法定積立金（減債積立金・利益積立金）の積立義務を廃止。
②条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、利益及び資本剰余金を処分できる。
③経営判断により、議会の議決を経て、資本金の額を減少させることができる。

《地方公営企業会計基準の見直し》
　H26 年度予算及び決算から適用、早期実施も可
①借入資本金：資本ではなく負債に計上



②補助金等により取得した固定資産の償却制度等
　：償却資産の取得又は改良に伴い交付される補助金、一般会計負担金等については「長期前受金」として負債（繰延収益）に計上した上で、減価償却見合い分を順次収益化。
他に③退職給付引当金の計上を義務化、④新たな繰延資産への計上は不可、⑤棚卸し資産の価額は低価法を義務づけ、⑥減損会計、リース取引に係る会計基準、セグメント情報の開示、ｷｬｯｼｭ･ﾌﾛｰ計算書の導入、⑦勘定科目等の見直し、⑧組入資本金制度の廃止がある。
　新しい会計基準によると資金不足比率は上昇する見込み。（出典:総務省 HP「地方公営企業会計制度の見直しについて」）

　公営企業会計は分かりにくい。民間企業とも異なる独特の方式のようだ。
　何とか理解しようと悪戦苦闘しているが、制度改正・会計基準見直しにより、更に混乱しそうだ。
　財政健全化指標への影響が大きいのではと懸念している。国の一方的な基準見直しで左右される？

■一般会計補正予算

13 億 1541 万円を追加、予算総額 219 億 4226 万円に
【主な内容】
○基金積立金　10 億 5000 万円
　（財政調整基金 3 億円、減債基金 7 億 5000 万円）
○石橋駅前・石橋上町ｺﾐｭﾆﾃｨ備品購入　500 万円
○不活性化ポリオﾜｸﾁﾝ接種（個別接種）　916 万円
　（生ワクチン接種は中止）
○住宅用太陽光発電システム設置補助　600 万円
　（当初予算 1200 万円は 8/27 で消化、追加計上）
○道の駅しもつけ下水道圧送ポンプ
　自家発電装置設備　2010 万円
　〔災害時の拠点として整備、トイレの自家発電装置は国交省が設置する。〕
○地域ブランド認定推進事業　101 万円
　〔地方分権振興交付金市町村交付金 100 万円を財源に人気の高い「カンピくん」（着ぐるみ軽量ﾀｲﾌﾟ）を 1 体製作する　70 万円〕
○栃木県地域版プラットホーム事業　111 万円
　〔薬師寺ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱの会を中心に他団体と連携して年間を通して史跡保存活動を実施、全額県補助〕
○南河内公民館屋上修繕　176 万円
○スポーツ交流館ﾛﾋﾞｰ改修　291 万円
○栃木県市町村振興資金繰上償還　1 億 2069 万円
　（前年度決算剰余金を充当、この借入残高は 0 に）

《合併特例債の発行期限5年間延長》（法改正）
　今夏の法律改正により、下野市も合併特例債発行可能期間が 5 年延びた。発行限度額は変わりない。
　合併協議会では合併特例債発行許可限度額（240 億円）を 1/2 に抑えて新市建設計画を策定した。新庁舎建設は既に算入済みだが、総合計画後期基本計画に盛り込んだ新規大型事業について、長期財政健全化計画を見直している。この際、特例債発行を増やすか検討中

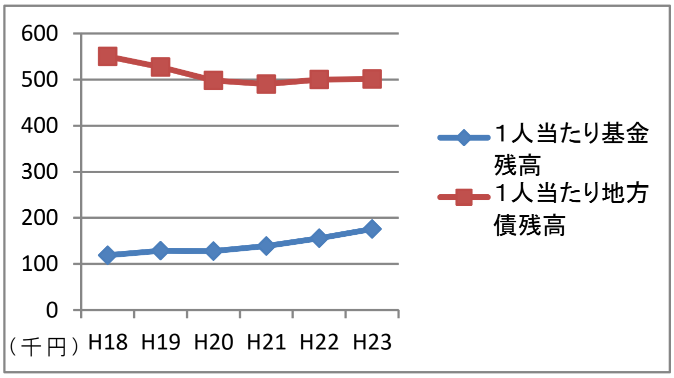
■H23年度会計決算状況

～健全財政は維持できた～

《歳出決算額と地方債･基金現在高》

(億円)	H23	H22	H21	H20	H19	H18
普通会計歳出合計額	317.1	316.0	309.5	307.4	328.9	319.7
うち一般会計歳出決算額	208.6	207.8	202.5	188.1	187.4	186.8
市税収入額	91.3	89.2	91.2	93.4	92.6	85.9
歳入に占める割合 %	41.0	40.6	42.7	47.2	46.8	42.8
普通会計起債残高合計	298.5	297.4	291.9	297.0	314.4	327.9
市民1人当たりの額(万円)	50.1	50.0	49.0	49.8	52.7	55.0
各基金残高合計	104.8	92.8	82.9	76.3	77.1	71.3
市民1人当たりの額(万円)	17.6	15.6	13.9	12.8	12.9	11.9

積極的に基金積立に取り組んでいる。



～地方債･基金 H23年度中の増減～
地方債償還額 **27 億 3636** 万円、発行額 **27 億 1674** 万円
基金積立金 **18 億 0238** 万円、取崩額 **5 億 9593** 万円

(水道会計は算入していない、企業債残高:25 億 6883 万円、積立金:4 億 8173 万円がある。)

《市税･国保税徴収状況》

(単位:万円)	市　税		国民健康保険税	
	H23 年度	H22 年度	H23 年度	H22 年度
収入額	91 億 3383	89 億 2477	14 億 8049	15 億 9273
徴収率(%)	93.5(98.3)	93.5(98.3)	71.8(90.3)	73.0(89.5)
滞納額	5 億 9310	5 億 9555	5 億 4183	5 億 6216
不能欠損額	4132	2545	4024	2625

＊徴収率は滞納分を含む値。括弧内は現年度分のみ

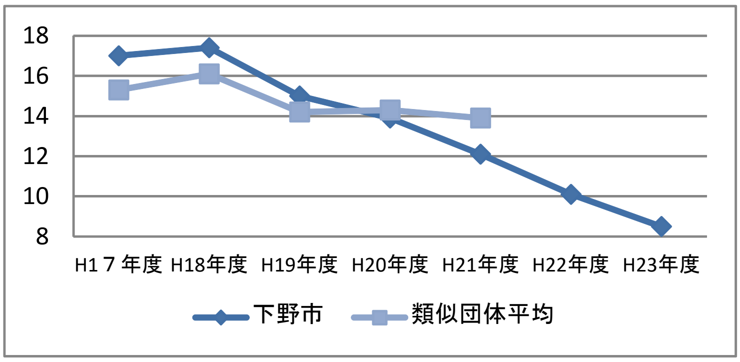
滞納整理の「執行停止基準マニュアル」を作成
県からの税務指導により **23** 年度に策定。死亡、倒産、納付困難の場合、調査をした上で即時欠損に相当するかマニュアルに基づき判断し、判断された場合は **3** 年待たずに欠損とする。これにより **H23** 年度は不能欠損処分額が増大した。
市国民健康保険では生活困窮者への一部負担金(窓口支払い)の減免･徴収猶予制度がある。

《一般会計財政指標》　**標準財政規模：136億4650万円**(制度的に与えられた経常一般財源の額)

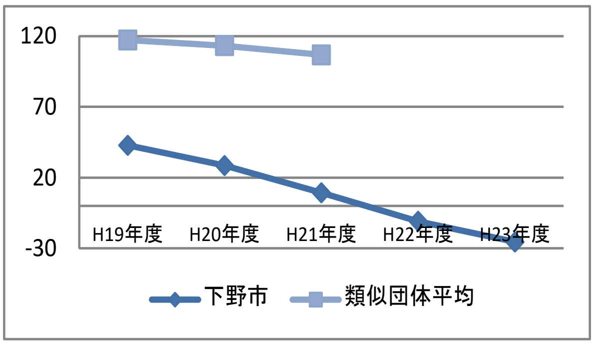
	H23	H22	H21	H20	H19	H18	備　考
財政力指数	0.817	0.834	0.855	0.864	0.845	0.826	1 に近いほど余裕がある
経常収支比率(%)	83.0	84.1	85.8	85.4	88.3	87.8	75 %以上は注意
実質収支比率(%)	9.2	7.7	6.8	6.5	7.4	9.0	3.0 ～ 10.0 %が標準
経常一般財源比率	93.7	90.3	93.2	96.9	96.6	87.8	100 を超える度合いが高いほどよい
一般財源の構成比(%)	73.9	72.0	75.3	82.0	80.3	76.8	歳入に占める一般財源の割合
投資的経費構成比(%)	12.7	16.0	14.8	15.0	13.7	11.4	構成比率が高いほど積極的
義務的経費構成比(%)	42.0	40.2	38.3	39.7	39.7	38.8	低い方が良い(人件費･扶助費･公債費)
公債費負担比率(%)	14.3	13.4	14.7	12.7	12.6	16.4	15 %までが健全
起債制限比率(%)	7.2	7.8	9.0	10.3	11.3	12.8	15 ～ 20 %:要注意

《財政健全化指標》：黒字は負の値となり、「－」と表記。実感持てないが、**H23** 年度も「健全財政」であった。

《実質公債費比率》借入金返済額の財政規模に対する割合



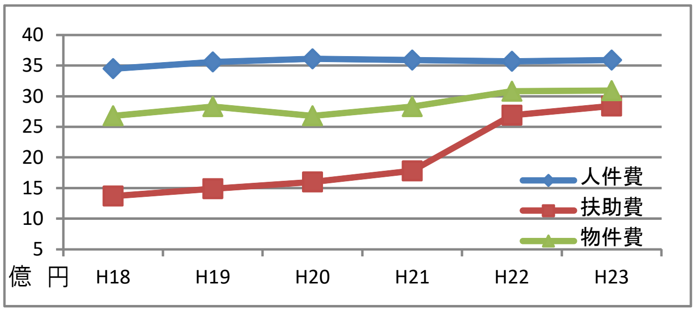
《将来負担比率》借入金の財政規模に対する割合

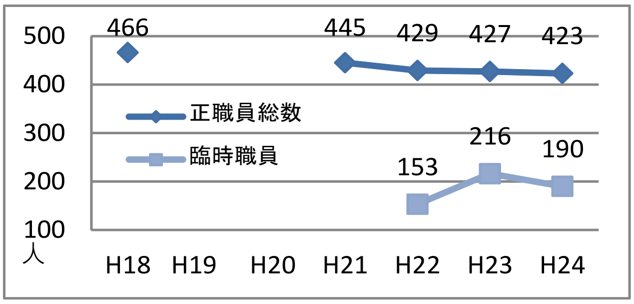


	H23年度	H22年度	H21年度	H20年度	H19年度	早期健全化基準
実質赤字比率	— (−9.21)	— (−7.65%)	— (−6.77%)	— (− 6.77%)	— (− 7.4 %)	12.89 %
連結実質赤字比率	— (−20.80)	– (−18.78%)	— (−18.27%)	— (− 19.49 %)	— (− 23.16%)	17.89 %
実質公債費比率	8.5%	10.1%	12.1%	13.9 %	15.0 %	25.0 %
将来負担比率	— (− 25.5)	– (−10.8%)	9.3%	28.5 %	42.8 %	350.0 %

《気になる歳出、人件費·扶助費·物件費の動向》

	H23 年度	H22 年度	H21 年度	H20 年度	H19 年度	H18 年度
歳出総額	208 億 6474	207 億 8515	202 億 5217	188 億 1154	187 億 4164	186 億 8493
人件費(給与·報酬)	35 億 9667	35 億 7814	35 億 9402	36 億 1955	35 億 6175	34 億 5720
扶助費(生活保護·子ども手当·障がい者自立支援·医療費助成等)	28 億 4136	26 億 9308	17 億 8799	16 億 0854	14 億 9248	13 億 7367
物件費(賃金·委託費等)	30 億 9819	30 億 8096	28 億 3559	26 億 8892	28 億 3327	26 億 8887





扶助費は子ども手当の制度改正もあり急増した。人件費は横ばいのようだが、正規職員を削減して非常勤特別職や臨時職員、委託に振り替えか?臨時職員の賃金は物件費に算入される。(正職員総数は各会計当初予算書より積算)

■各会計決算

(単位:万円)

	歳入総額	歳出総額	翌年度へ繰り越すべき財源	歳入のうち繰入金		会計別地方債残高	
				一般会計から	基金から	H22 年度末	全体割合
一般会計	222 億 9852	208 億 6474	1 億 7629	1 億 2891	1 億 1989	188 億 4182	58.0 %
国民健康保険	56 億 4735	52 億 2283	0	2 億 8729	5000	–	
後期高齢者医療保険	4 億 0486	3 億 9716	0	8601	—	—	
介護保険(保険事業)	27 億 3766	26 億 8081	0	4 億 3218	3706	–	
介護保険(介護ｻｰﾋﾞｽ)	571	411	0	—	–	–	
公共下水道事業	16 億 9267	16 億 0718	185	4 億 7635	–	76 億 8382	23.6 %
農業集落排水事業	4 億 5373	4 億 4734	0	3 億 3895	–	32 億 0815	13.1 %
下古山区画整理事業	4841	4366	40	4231	–	9054	0.27 %
石橋駅周辺区画整理事業	2361	2102	0	2224	–	1720	0.05 %
仁良川地区区画整理事業	5 億 6902	4 億 2625	9612	2 億 1033	–	1551	0.04 %
水道事業収益的収支	8 億 4197	6 億 7729	純利益	1 億 3728			
資本的収支	5307	4 億 6962	差引不足額	4 億 1654	–	25 億 6883	7.9 %
						地方債合計 324億4259	100 %

※一般会計の繰入金は他会計からの決算による繰戻金

※不足額は当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、建設改良積立金で補填

《主な基金現在高》 H23 年度末 (万円)

財政調整基金	20 億 2404
減債基金	17 億 7481
地域づくり事業推進基金	**4億4565**
庁舎等整備基金	15 億 3493
公共施設整備基金	5 億 4618
地域福祉基金	4 億 3487
保健福祉施設整備基金	4 億 4723
地域振興基金	**15億5088**
土地開発基金(現金)	6 億 1910
国保財政調整基金	7 億 8549
合 計	**104億8907**

＊この他水道会計に現金預金 10 億 5260 万円

《基金利子》 原則的に基金に積み立てるが、利子分を取り崩して事業費に充当している場合もある。

地域振興基金利子 2240 万円⟹自治会長報酬·自治会振興交付金·自治会長連絡協議会補助(4282 万円)の財源に充当

地域づくり事業推進基金利子 749 万円⟹学校教育サポートセンター事業へ 595 万円、消費者行政へ 74 万円充当

《国民健康保険財政調整基金》 H23 年度は国保税率改定と共に、基金保有額の適正化の観点から 3 年間は毎年基金から 1 億 5 千万円を繰り入れることとした。23 年度は給付費が予測ほど伸びず、結果的に 1 億円を基金に戻した。総務常任委員会からは「3 年毎の見直し」を待たずに早くも税率見直しの附帯意見。



村尾光子の 一般質問

私に残された質問持ち時間を意識して簡単な質問 1 項目のみを選択し、予定時間内に終了。12 月は残り 25 分。議会活性化に逆行する自己規制・・・。



一般競争入札による自動販売機設置で財源確保を

H18 年の地方自治法一部改正により、行政財産の余裕部分を貸し付けることが可能となった。資産の有効活用による財源確保策として、自動販売機設置への入札実施が全国的に広まっている。我が市でも実施するよう求めた。

⑴ 市有施設への清涼飲料水等の自動販売機設置状況を説明されたい。
①施設毎の設置台数
②設置事業者の選定方法、契約方法、収益処分方法

【広瀬市長】自動販売機は庁舎 3 台、温浴施設 21 台、公民館・図書館 5 台、スポーツ施設 8 台、公園 9 台、レストハウスしもつけ等 6 台の合計 52 台を設置している。

設置者は市内商店や飲料水メーカーなど民間事業者が主だが、設置施設に深い関係を持つみなみかわち振興会、ゆうゆう振興会、社会福祉法人はくつる会も設置者になっている。

契約形態は設置場所により様々であり、庁舎・温浴施設・体育センター等の 47 台は行政財産の使用許可により、公園の 5 台は占用許可による。

これらによる財産貸付と使用料収入は H23 年度決算額で約 310 万円あり、各施設の維持管理費に充当した。

(再質問) 契約を行政財産貸付と使用料とに区分けしている基準は何か。
財産貸付の場合、設置料金には大きな差がある。算定方法はどのようか。市行政財産使用料条例に基づいているのか。

【篠崎総務部長】自販機設置は旧町時代からそのまま引き継いだ。建物などへの設置は行政財産の貸し付けによる使用許可という形で財産収入とし、公園等へは公園占用料として使用料・手数料という区分にしている。

温浴施設については旧町からの歳入科目をそのまま継続しており、施設使用料となっている。

設置料の積算根拠も旧町時代より継続している。土地の平米価格、自販機 1 台につき単価、または販売量による加算がある。

⑵ 地方自治法第238条の四第2項第4号では市有施設及び敷地の余裕部分を貸し付けることができると規定している。この規定を根拠として、一般競争入札により自動販売機設置事業者を選定することで、設置事業者の参入拡大と資産の有効活用が図れる可能性が大である。入札を実施されたい。

【広瀬市長】地方自治法改正により、H19 年 4 月より市庁舎等の空きスペースの貸し付けが可能となった。

入札による自動販売機設置は、県内では H22 年度から栃木県、宇都宮市、足利市など 8 市で実施されている。いずれの自治体も地方自治法に基づく貸付契約締結により、貸付収入は大幅に増加している。

市長期財政健全化計画にも歳入確保策の一つとして掲げており、昨年度から検討に着手している。各施設の自販機設置の経緯と先進自治体の取り組み状況について調査している。

H25 年 4 月より、設置者との協議が整ったものから順次実施する。

【篠崎総務部長】入札参加などの規則・規定を調査している。この際、歳入科目についてもしっかりと整理したい。



きらら館には合計8 台の自販機が設置されている



きらら館にはシルバー人材センターが設置していたが、H 23 年 6 月の公益法人化に伴い収益業務から撤退し、市が契約を引き継いだ。これにより H23 年度は 108 万円の収入増。

《地方自治法》(行政財産の管理及び処分)：抜粋・要約

第238条の四　行政財産の貸し付け、交換、売り払い、譲与、私権設定などはできない。

2　次に掲げる場合には、その用途、目的を妨げない限度において、貸し付け、私権設定ができる。

四　庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合(施設を管理する自治体が適当と認めた者に限る)・・・略

7　その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

《下野市行政財産使用料条例》

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定により使用を許可した場合の使用料徴収規定。

【使用料(年額)】

土地	評価額×(4/100)(営利目的は 5/100)
建物	評価額×(7/100)(営利目的は 8/100)×(105/100) 一部使用は面積割合を乗じる。

現在設置されている自動販売機は設置場所により設置料金が異なる。単純に設置場所毎に設置台数で除して 1 台当たりの設置料を比較すると、最高額は 87,123 円(公民館)(㊟きらら館は 140,566 円であったが、市の直接管理のため除く)、最低額は 1,080 円(歴史館)であった。販売量に応じた加算がある場合と無い場合、行政財産の貸付料か施設の使用料かの違いがあるが、公平性の確保から統一すべきと思う。

入札による自販機設置は、最低貸付料(例えば行政財産使用料に規定する額など)を設定して一番高く入札した者を落札者とする。

募集時に前年度の販売実績を示している自治体や電気料金を別に徴収する、環境への配慮がなされた自販機設置(自治体が定めるグリーン調達等方針に沿ったもの)、販売価格は標準小売価格を上回らない、などの条件を付けている自治体もある。

下野市ならではの入札実施規定を期待する。

きらら館の 23 年度実績をみると、結構な収入源になり、ならば直営でと思う。が、本来、自治体は利潤を得るための収益事業はできない・・・。

《参考》市長期財政健全化計画(H23 年 10 月策定)に掲げる「財源の積極的な確保」策は以下の 6 項目

ア　税財源の確保

安定的な税財源の確保を図るため、医療、歴史、自然を活かした魅力あるまちづくりを展開することにより、定住人口の増加などを促進します。

イ　市税等の収納対策の強化

口座振替の推進やコンビニ収納の周知など、納付環境の充実を図るほか、適正な滞納整理に努め、インターネット公売を進めます。

ウ　財産の有効活用

自主財源の確保を図るため、遊休資産の処分や、自動販売機の設置場所の入札による貸付等公有財産の有効活用に取り組むと共に、市ホームページのバナー広告、有料広告事業の充実などを図ります。

エ　国、県支出金の積極的な導入

限りある一般財源を有効活用するため、国、県支出金の積極的な導入を図ります。

オ　市債残高の抑制

人口減少時代を迎えて、後年度への過度な負担を回避するためプライマリーバランス(㊟)を堅持しながら、市債の有効活用を図ることにより市債残高の増加を防ぎます。

㊟プライマリーバランス:歳入から市債発行額を引いた金額と歳出から公債費(市債の元利償還金)を引いた金額の差で、基礎的な財政収支のこと

カ　基金への積立

将来の行政需要や年度間の財源調整に的確に対応し、安定的な財政運営を図るため基金の計画的な積立に努めます。

■三王山市有地、(仮称)薬師寺市民センター、新庁舎建設後の 3 庁舎利活用の整備方針決まる

—議員全員協議会報告(9 月 20 日)—

Ⅰ三王山ふれあい館東側公有地整備計画について

《旧南河内町時代の事業計画見直しの基本方針》

●次代を担う人材の育成

①豊かな人間性、確かな学力、健康と体力のバランスのとれた生きる力の育成のため、学校だけでなく、家庭・地域との連携によって様々な体験活動を行う。
②生涯にわたる学びの機会の充実(ライフスタイルに応じた市民活動を支援するための環境整備)
③豊かに暮らす文化の振興(国・県指定の史跡など多数の文化財活用)
④道の駅しもつけと連携した活動の充実
⑤都市と田園が共生する快適な環境の整備
⑥平地林等の豊かな自然を守り、より自然と人とのバランスのとれた公園整備

●整備計画の概要

(1)各種のイベント等の広場(原ｿﾞｰﾝ、約 2ha)
(2)平地林等既存緑地の保全及び利活用の促進(里ｿﾞｰﾝ、約 1ha)
(3)自然公園、既存緑地及び古墳周囲の保全(森ｿﾞｰﾝ、約 5ha)
(4)ため池や平地林、草地からなる多段式の調整池(池ｿﾞｰﾝ、約 2ha)

Ⅱ薬師寺地内JA跡地整備計画について

生涯学習や地域福祉、防災の拠点として整備する。

《基本方針》

(1)市民活動・ボランティア活動・お祭り等、コミュニティ活動の展開
(2)地域の見守りと生活の利便性向上
(3)地域情報の集積と発信
(4)生涯学習等の推進

《整備計画の概要》：今後、地元と協議する素案

・玄関ホール　・事務室　・多目的ホール　・会議室・和室　・調理実習室　・広場　・駐車場　・消防団機械器具置場・防災倉庫

※Ⅰ、ⅡについてはH25年度に基本設計に着手、都市再整備交付事業(旧まちづくり交付金)の対象としたい。

Ⅲ新庁舎建設後の現3庁舎の利活用検討状況について

それぞれにまだ課題があり、検討中。

●国分寺庁舎：現庁舎は利活用する方針(公民館、防災倉庫、文化財遺物保管庫、市公文書館、その他)

●石橋庁舎：取り壊す方針(児童館老朽化に伴う建て替えと併せて市民窓口機能を持たせた複合施設整備、防災広場、土地売却、その他)

●南河内庁舎：取り壊す方針(周辺の公民館・図書館・運動場等の駐車場・多目的広場・避難所などの利用可能な多機能ｽﾍﾟｰｽ整備、土地売却、その他)

■陸上競技場は大松山運動公園を拡張して整備する見込み。3 運動公園の比較検討結果が報告された

【行動記録】　太字は議員としての公的活動

【7月】

1 ～ 2・財政研究会夏期合宿「決算」澤井 勝先生(群馬県みなかみ町)

4 ・**議会改革調査特別委員会小委員会**

5 ・図書館指定管理者制度について市民と面談／市Ｖ連執行委員会

6 ・**議会改革調査特別委員会研修会講演「議会基本条例」大森 彌先生**

8 ～ 9・地方自治を学ぶ会合宿「被災地での議会」気仙沼市議会議長 臼井真人氏(日光市)／「星ふる学校くまの木」視察(塩谷町)

10 ・**総務常任委員会**

12 ・とちぎつばさの会下野支部役員会

13 ・**市自治基本条例検討委員会** ／全国革新議員会議「原発･沖縄･憲法」鎌田 慧氏 (東京)

14 ・市民活動補助金公開審査会(とちぎつばさの会)

15 ・第２回SSW研究会「地域における子ども支援のﾈｯﾄﾜｰｸ形成に向けて～教育とｿｰｼｬﾙﾜｰｸの交差点を通して～」浅香 勉氏･畠山由美氏

16 ・環境問題を考える会総会／講演「福島原発事故とエネルギー問題」藤村靖之氏

17 ・**議員全員協議会**

18 ・学校給食食材の放射線量測定について市民と面談
・**議会改革調査特別委員会小委員会**

19 ・出会いふれあい給食ｻｰﾋﾞｽﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ

20・**県市議会議長会主催研修会「地域主権改革と地方議会への期待」城本 勝氏**

21 ～ 22･市川房枝記念会政治と女性ｾﾝﾀｰ「女性の視点で放射能を考える－未来世代のために」吉田由布子氏／「まちづくりへの参画－防災･危機管理への取り組み」室崎益輝氏／映画「第 4 の革命 ｴﾈﾙｷﾞｰ･ﾃﾞﾓｸﾗｼｰ」／「原発と放射能災害にどう立ち向かうか」藤原寿和氏／「国と地域の自然ｴﾈﾙｷﾞｰ促進を考える」氏家芙由子氏(東京)

24 ・市Ｖ連南河内連絡会

29 ・議会報告会／とちぎつばさの会下野支部歓迎会

31・やよい会視察「小山広域保健衛生組合中央清掃ｾﾝﾀｰ」

【8月】

1 ・**議会改革調査特別委員会小委員会**

3 ・**自治基本条例検討委員会**

5 ～ 7・村尾義母訪問(青森市)

7 ・**県南6市議長会主催研修会「日本を救うワーク･ライフ･バランス」小室淑恵氏**(佐野市)

8 ・**国民健康保険運営協議会**

15 ～ 16・帰省(日立市)

18 ・**グリムの森フェスタ開会式**

19 ～ 20・全国自治体議員行財政自主研究会「決算」菅原敏夫氏(東京)

21 ・**自治基本条例検討委員会**

22 ・**議会改革調査特別委員会**／**議員全員協議会**

23 ・出会いふれあい給食サービスﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ

24 ・**議会改革調査特別委員会小委員会**
・とちぎつばさの会下野支部全体会

25 ・つるカフェ市民講座「家で最後まで生きる」永井康徳医師

27 ・社会福祉協議会理事会

【9月】

8/29 ～ 9/20・**議会第3回定例会**
8/29,30,9/3,5,20 **本会議**
3 日 **村尾一般質問**
4 日 **議会改革調査特別委員会小委員会**
5,6 日 経済建設常任委員会傍聴
10,11 日 教育福祉常任委員会傍聴
12,14 日 **総務常任委員会**
20 日 **議員全員協議会**

2・**キンボール大会開会式**(南河内体育センター)

4・やよい会例会

7・家庭教育ｵﾋﾟﾆｵﾝﾘｰﾀﾞｰ会ルピナスさん

8 ～ 9・自治体学会西尾勝先生集中ｾﾐﾅｰ in 東北「自治･分権再考～自治を志す君たちへ～」西尾 勝先生(宮城県富谷町)

11 ・学校教育課訪問／市Ｖ連執行委員会

13 ・**敬老会参列**／上三川町立北小学校訪問･柳澤邦夫校長先生と面談(つばさの会下野支部役員会)

15 ・教育相談研修会(宇都宮市)

16 ・ｽｸｰﾙｿｰｼｬﾙﾜｰｸ研究会「東日本大震災後のｽｸｰﾙｿｰｼｬﾙﾜｰｸの実践から」土屋佳子氏(宇都宮市)

18 ・やよい会視察研修「剪定枝チップ化事業所」

19 ・とちぎつばさの会下野支部全体会

22 ・県政を考えるｼﾝﾎﾟｼﾞｳﾑ「道州制で県民の暮らしはどうなる？」池上洋通氏(宇都宮市)

23 ・「容器包装ごみの現状と容リ法の改正について」(小山市)

24 ・家庭教育ｵﾋﾟﾆｵﾝﾘｰﾀﾞｰ会ルピナスさん

26 ・とちぎつばさの会下野支部／**議会改革調査特別委員会小委員会**

28 ・**自治基本条例検討委員会**

29 ・**アースデイ田中正造講演会「正造さんと原子力」京都大学原子炉実験所助教小出裕章氏**(佐野市)



質問に丁寧に答える小出裕章さん

原子力平和利用に夢を抱いて原子核工学を学んでいたが、女川での反原発運動を機に、原発を止めさせるために原子力の研究を続けた。放射線計測、原子力安全の専門家は田中正造を深く敬愛している。穏やかな口調ながら福島原発事故による放射能汚染がいかに甚大･深刻であるか、分かりやすく説明された。「放射能と戦うことはできない、戦う相手は行政や国」、「足尾鉱毒･四大公害と同様、国を豊かにする思想で企業保護、住民切り捨ての構図。これを許してきた大人たちの責任もある」。ご自身の実験室は4万ベクレル/m^{2}を超えた物は汚染物として保管する放射線管理区域だがきちんと管理し、福島第1原発周辺よりきれいですって。

※毎週月曜日は可能な限り高齢者サロン「お茶の間健康クラブ」(於 南河内第二中) の送迎ボランティア